都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長 (公印省略)

平成19年度労働時間等相談センター事業について

近年、国民の間では安全・安心への強い関心が集まっていることから、労働者が安全・健康かつ安心して就労することができることに主眼を置き、少子化対策を踏まえた長時間労働の是正、適正な労働時間の管理や時間外労働に対する割増賃金の未払等労働時間に関連した相談や、職場の安全及び健康確保に関する相談に適切に対応する必要がある。

このため、事業主及び労働者がこれらの相談及び情報提供を受けることができる労働時間等相談センターを設置することにより、労働者が抱える不安の解消や労使間のトラブルを未然に防止することを目的とした、労働時間等相談センター事業を実施することとしたところである。

平成19年度については、別添1により企画競争を行った結果、社団法人全国労働基準関係団体連合会が落札したため、同団体に委託することとし、労働時間等相談センターは、別添2に示す33都道府県に設置されることとなるので了知されたい。

なお、本通達をもって、平成10年6月17日付け基発第368号「労働条件相談センターの設置について」は廃止する。

「労働時間等相談センター事業」実施要領(抄)

事業の概要

- (1) 相談センターの設置及びアドバイザーによる相談対応
 - ア 労働時間、労働時間に関連した事項及び労働安全衛生に関して、労使 からの相談に対応できるよう、全国33か所に労働時間等相談センター を設置すること(全国の地域を網羅する基本的担当区域を定めること)。
 - イ 同センターにアドバイザー (2名以上)を配置し、月曜から金曜日までは午後2時から午後8時、土曜日は午後1時から午後6時の時間帯において、労使からの相談(フリーダイヤルによる相談を含む。)に対応すること。
 - ウ アドバイザーは、労働時間、労働時間に関連した事項及び労働安全衛 生に係る相談業務の経験又は経歴を有すること。
- (2) 中央本部の設置 アドバイザーに対する最新の情報提供や研修の実施、同センターに対す る実地指導を行うため、中央本部を設置すること。
- (3)検討委員会の設置

本部に検討委員会(委員:有識者4名程度)を設置して、労働時間、労働時間に関連した事項及び労働安全衛生に関して、労使からの相談に係る 多様なニーズを的確に把握し、適切な相談手法を確立すること。

(4) 相談マニュアルの作成

上記(3)の検討結果を踏まえ、アドバイザーが業務を行う上で参考となる相談マニュアルの作成を行うこと。

労働時間等相談センターが設置される都道府県

北海道、青森県、宮城県、山形県、福島県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県